

国立市まちづくり条例に基づく
地区まちづくり計画の手引き

国立市 都市整備部 都市計画課 指導係

令和8年3月

■地区まちづくり計画とは

よりよいまちにするためには、そのまちに住む人々が、自らまちづくりに取り組むことが重要です。

市では、国立市まちづくり条例の中で、市民自らがまちづくりのルールをつくることのできる、地区まちづくり計画という制度を設けております。

地区まちづくり計画は、皆さまが暮らすまち（地区）をもっと素敵で住みやすくするために、地区内の皆さまが自分たちで取り組むことができる制度のことです。

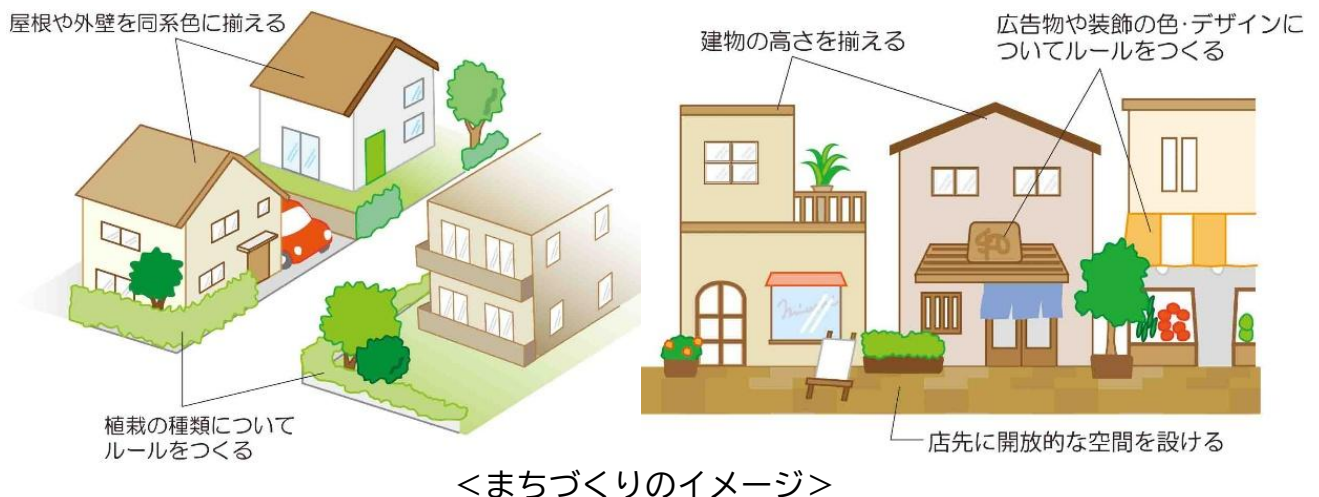
■地区まちづくり計画でできること

地区まちづくり計画では、土地利用や生活環境に関するルールなども定めることができます。

例えば、「建物の外壁の色や宅地内の植栽の種類を揃える」「店先の広告物や装飾のデザインを揃える」などのルールを定めることができ、これにより、地区の特性をいかした住みよいまちづくりを推進することができます。

地区まちづくり計画のルールの一例

- 〈建築物に関するルール〉
建築物の用途、建築物の規模、壁面の位置など
- 〈景観に関するルール〉
建築物の色彩、建築物の意匠など
- 〈敷地に関するルール〉
敷地面積の最低限度、垣・柵の構造、敷地内の緑化率など
- 〈生活環境に関するルール〉
ごみの出し方、玄関灯の設置、消灯時間、営業時間など



■地区まちづくり計画の流れ

ステップ1 地域で課題を共有する

- ・まずは、皆さまがお住まいの地域におけるまちづくりの課題を、ご近所や自治会で共有することから始めましょう。そして、その課題を踏まえ、今後どのようなまちづくりをめざしていきたいかを話し合ひましょう。



ステップ2 協議会を組織する

- ・課題を共有した後、対象とする地区を決め、その地区内の市民の方5名以上で協議会を組織し、市に認定の申請を行いましょう。なお、認定された協議会は活動報告を行うことにより、市から助成を受けることができます。



ステップ3 計画素案を検討する

- ・協議会では、勉強会などを行い、対象地区の特色あるまちづくりをどのような方法によりめざすかを話し合ひ、計画素案の具体的な内容を検討しましょう。



ステップ4 地区内の皆さまの意向を確認する

- ・計画素案の構想段階から、地区内の皆さまの理解を得るために資料配布やアンケート等で意向調査を行いましょう。計画素案は地区内の皆さまに賛同してもらう必要があります。



ステップ5 市に計画素案を提案する

- ・まとめた計画素案を協議会から市に提案しましょう。市は、いただいた計画素案を公表し、地区内の皆さまの意向を確認します。なお、地区内の皆さまから意見書が提出された場合、見解書を協議会から市に提出いただき、市は意見書・見解書を公表します。



ステップ6 市が計画案を作成する

- ・市は、提出された意見書・見解書の内容を考慮し、まちづくりに関する施策に照らして計画案を作成します。その後、作成した計画案を公表し、市民の皆さまの意向を意見書の提出により確認します。



ステップ7 地区まちづくり計画が決定

- ・市は、意見書の内容を考慮して国立市まちづくり審議会の意見を聴いたうえで、地区まちづくり計画を決定します。



■地区まちづくり協議会とは

地区まちづくり協議会とは、まちづくり条例に基づき市から認定を受けた、まちづくりのための団体のことです。

協議会は、地区まちづくり計画策定のための素案を提案することができ、また、活動にかかる費用の助成を市から受けることができます。

協議会の認定を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 団体の目的及び活動の方針が国立市まちづくり条例に規定するまちづくりの基本理念に即し、かつ、明確であること。
- ・ 地区まちづくり計画に係る地区の区域をあらかじめ定めており、団体の目的及び活動の方針に照らして当該区域の設定が合理的で、かつ、明確であること。
- ・ 地区住民5名以上で構成され、構成員が区域の一部に偏ることなく参加していること。
- ・ 地区住民の自発的参加の機会が保障され、かつ、構成員に重要な意思決定に参加する権利が保障されていること。

■市の支援

市では、皆さまが行うまちづくりの活動をサポートしています。
まずはご相談ください。

市の主なサポート	
まちづくりの相談	まちづくり全般についてのご相談に乗ります。
出前講座の実施	まちづくり条例やまちづくりの進め方などについてお話しします。
協議会活動費の助成	地区まちづくり協議会の活動にかかる費用を助成します。
皆さまの活動のPR	皆さまの活動内容を市のホームページ等でPRします。

問い合わせ窓口 (地区まちづくり計画について)	国立市 都市整備部 都市計画課 指導係 (市役所3階50番窓口) 〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1 ☎042-576-2111 (内線362)
----------------------------	---